

園田学園中学校高等学校 いじめ防止基本方針

第一条（基本方針制定の趣旨）

この基本方針は、いじめ防止対策推進法をふまえて制定する。

第二条（いじめの定義）

いじめとは、「当該生徒に対して、当該生徒以外の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

第三条（いじめ防止のための基本理念）

本校の教職員は、以下の基本的理念に基づき、いじめ防止に努めなければならない。

- ①いじめは、人権侵害、犯罪行為であり「いじめは絶対に許さない」学校やクラスづくりに努めなければならない。
- ②全ての教育活動を通じ、人権尊重や規範意識の醸成及び望ましい集団づくりに努めなければならない。
- ③いじめの早期発見に努めるとともに、いじめに関する情報を得た場合は、すみやかに校長、教頭、主任のいずれかに報告しなければならない。
- ④いじめに対しては、毅然とした対応で臨むとともに、いじめられた生徒の立場にたち対処しなければならない。

第四条（いじめ防止の組織）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うための組織として、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

①構成

校長、教頭、生活指導主任、コース主任（学年主任）、養護教諭、スクールカウンセラー及び校長が必要と認める者

②任務

- ・いじめの未然防止の体制整備及び取組の企画
- ・いじめの早期発見のため全生徒に対する定期的な調査
- ・いじめ状況把握及び分析
- ・いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ・いじめを行った生徒に対する指導

- ・いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ・有識者との連携
- ・その他いじめ防止に係ること

第五条（重大事態への対処）

いじめにより「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」及び「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた」と認められる場合を「重大事態」とし、当該事態と同種の事態の発生を防止するために次のように対処する。

①「いじめ防止対策委員会」は事実関係を明確にするため、適切な方法により速やかに調査を行わなければならない。

その際、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、必要な情報を適宜提供するものとする。

②重大事態と疑われる事態が発生した場合、校長は直ちに理事長及び所轄官庁に報告しなければならない。また「いじめ防止対策委員会」の調査結果について、校長は理事長及び所轄官庁に報告しなければならない。

③校長は、重大事態が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署に通報しなければならない。

附則

基本方針は2014年4月1日より実施する。